

秋田市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第8号

秋田市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の育児休業等に関する規則（平成4年秋田市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「第2条第3号アの(ウ)」を「第2条第3号アの(イ)」に改める。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（部分休業に係る勤務日の日数および勤務時間を考慮して定める非常勤職員）

第12条 条例第23条第2号の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日の日数が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員であって1年間の勤務日の日数が121日以上であるもの（1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものに限る。）とする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。